

別紙②

【収入に関する証明書について】

※「収入に関する証明書」は下記の表に記載のものをいいます。該当する証明書を提出してください。

(収入に関する証明書についてはすべてコピーでも可)

保護者の職業形態		申込みに必要な書類※
1	サラリーマンなど、住民税の全額を給与から差し引かれている人	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「令和元年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 <p>注) この通知書は、5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されているものです。 ※別紙③【収入に関する証明書の見本】見本A参照</p>
2	「個人で事業を経営している人」など市(町村)民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口等で納めている人	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「令和元年度市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書」 <p>注) この通知書は6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されているものです。 ※別紙③【収入に関する証明書の見本】見本B参照</p>
3	・上記1及び2の証明書が提出できない人 ・住民税が非課税等の人 <u>(非課税通知書等は使用できません)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 平成31年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で「令和元年度住民税課税総所得の証明書」(全部事項証明)の交付を受けてください。 <p>注) <u>(非課税通知書等は使用できません)</u></p>
4	生活保護世帯の人	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「生活保護受給(適用)証明書」(発行から3ヶ月以内の証明書) この証明書は、住所地の市区町村福祉事務所で証明を受けてください。 <p>注) 証明書の中に生徒氏名及び保護者氏名があることを確認してください。</p>

※注意※	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書は収入に関する証明書として使用できません。 ・保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が確認できる書類を提出してください。 ただし、上記1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の所得証明は不要です。 ・上記の表において、職業形態1、2の両方で納めている方は両方の所得証明書を提出してください。 (申込資格は保護者の令和元年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が、85,500円未満)

次の事情内容の(1)から(3)に該当する場合は、上記の通知書等に加えて次の書類が必要です。

事情内容	(1)ひとり親家庭の場合 1～3の証明書において、本人該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫欄に*印・★印等が記載されていない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ひとり親家庭医療の医療証のコピー 上記のコピーが提出できない場合は、事実が確認できる書類等(世帯全員の住民票(続柄表示)原本・発行から3ヶ月以内)
	(2)海外勤務などで市(町村)民税・府民税が非課税の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 平成30年中の給与支払証明書 (育英会が指定する様式)
	(3)解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 申込時から1年内に交付された「雇用保険受給資格者証」又は「離職票(証明)」のコピー ◎ 今年中(令和元年中)の収入見込み証明書等